



所得補償保険 保険金額の設定について



1. 基本(1年)型(所得補償保険)

- 被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能(※1)になった場合、被保険者が被る損失に対して、保険金をお支払いします。
- 最長1年間補償 就業不能1回につき、対象期間は最長1年です。

※1 就業不能とは…

被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、申込時に記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。

(※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、申込時に記載の職業または職務に全く従事できない状態となります。

2. ロングサポート型(団体長期障害所得補償保険)

- 突然の病気やケガで長期にわたり休業が必要となったとき支払対象外期間の終了後～満70歳まで減少所得をカバーします。
- 病気やケガによって就業障害(※2)となったとき、所得の喪失率に応じて保険金額の20%～100%をお支払いします。

※2 就業障害とは…

【支払対象外期間中の就業障害】

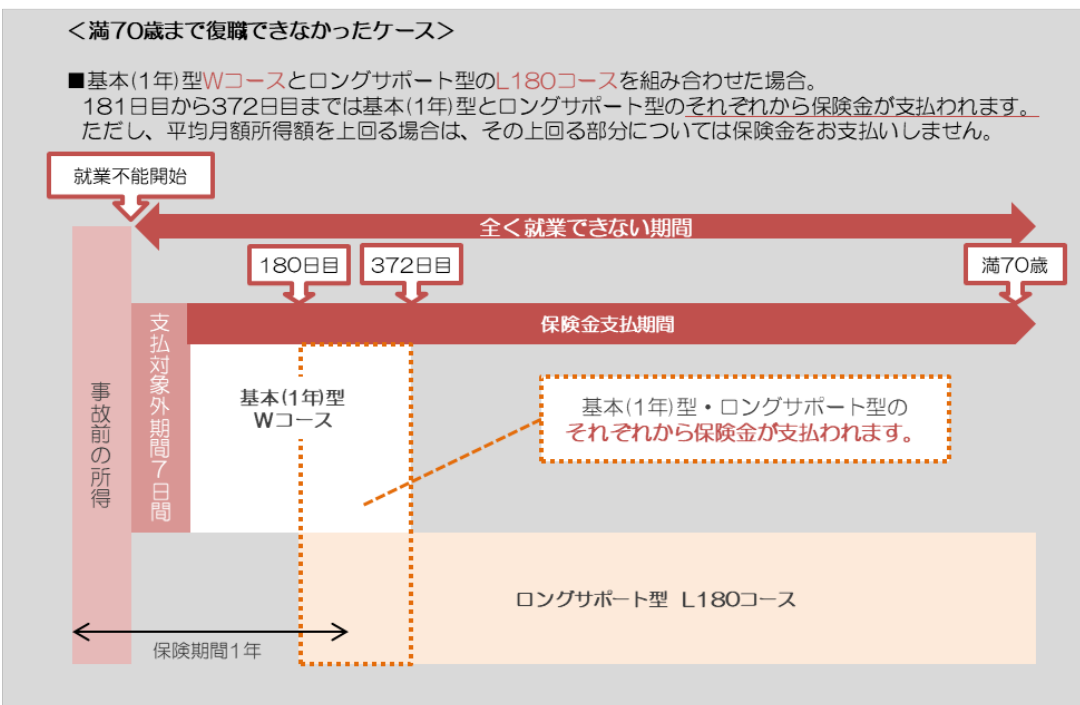
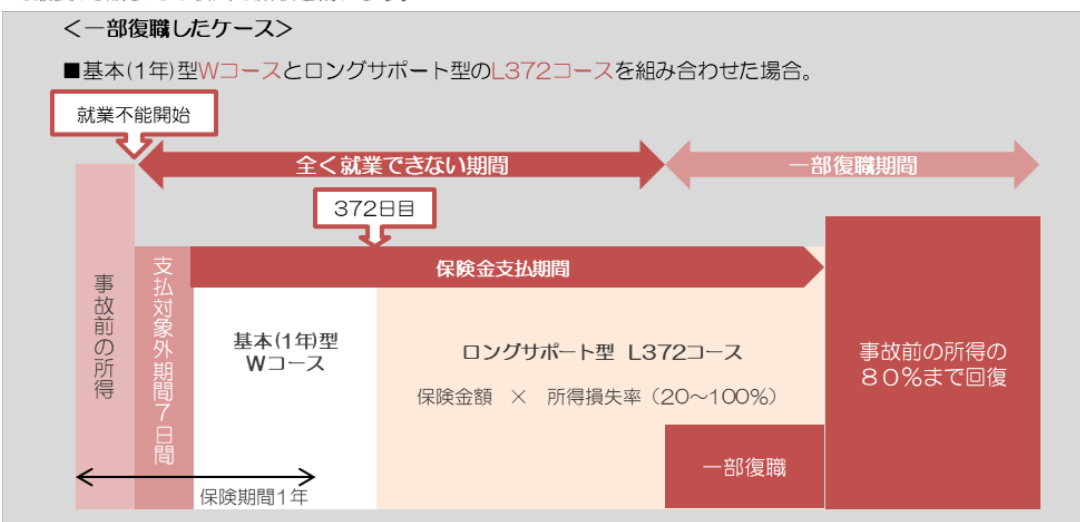
身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。

【支払対象期間中の就業障害】

身体障害により、被保険者が身体障害発生以前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。

基本(1年)型とロングサポート型の組み合わせについて

基本(1年)型とロングサポート型の組み合わせで満70歳までの長期補償が得られます。保険期間中に始まった就業不能を支払対象外期間終了後、基本(1年)型で補償を開始し、引き続きロングサポート型で最長70歳までの収入の減収を補います。



保険金額の設定について

ご契約いただく保険金額については、ご加入(ご継続)直前12か月における所得の平均月間所得額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ適切な保険金額をお決めください。本保険で対象となる所得とは、申込時に記載の職業、または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得、または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものです。 ※ ボーナスも含まれます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入(役員報酬等)は除かれます。また、他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{①} \\ \text{年間総収入} \\ \text{万円} \\ \text{※課税所得では} \\ \text{ありません} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{②} \\ \text{就業不能・就業障害} \\ \text{により免れる支出} \\ \text{交通費・交際費等} \\ \text{万円} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{③} \\ \text{就業不能に関係なく} \\ \text{得られる収入} \\ \text{役員報酬・利息収入等} \\ \text{万円} \end{array} \right] \div 12 \text{か月} \times \left[\begin{array}{l} \text{④} \\ \text{平均月額額に対する} \\ \text{保険金額割合(下表参照)} \\ \text{国民健康保険に} \\ \text{ご加入の場合は85\%} \\ \text{\%} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{保険金額の} \\ \text{加入限度額} \\ \text{万円} \\ \text{この範囲内で} \\ \text{お決めください} \end{array} \right]$$

【基本(1年)型】

| 保険金額の目安 | |
|---------------------|--|
| 被保険者が加入している公的医療保険制度 | ご加入直前12か月における所得の平均月額額に対する保険金額割合 |
| 国民健康保険(例:個人事業主) | 85%以下 |
| 健康保険(例:給与所得者) | 50%以下 健康保険に優先して勤務先から休業補償が行われる場合は40%以下 |
| 共済組合(例:公務員) | 40%以下 |

【ロングサポート型】

| 保険金額の目安 | |
|---------------------|---------------------------------|
| 被保険者が加入している公的医療保険制度 | ご加入直前12か月における所得の平均月額額に対する保険金額割合 |
| 国民健康保険(例:個人事業主) | 85%以下 |
| 健康保険(例:給与所得者) | 70%以下 |
| 共済組合(例:公務員) | 70%以下 |

このご案内は概要を記載したものです。詳しい内容につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

お問い合わせ先

＜取扱保険代理店＞

損害保険 | **KAITO** 株式会社カイトー
生命保険 | ドクター営業部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6 西新宿K-1ビル

E-MAIL : med-jss@kaito.co.jp

TEL:03-3369-8811 / FAX : 03-3369-8851

受付時間 平日午前9時から午後5時20分

＜引受保険会社＞

損保ジャパン日本興亜株式会社
団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL:03-3349-5402 / FAX : 03-6388-0161

受付時間 平日午前9時から午後5時